定　　款

日本生命保険相互会社

制定　　昭和２２年　５月　２日

改正　　昭和２３年　８月１２日
昭和２６年　６月３０日
昭和２９年　５月３１日
昭和３１年　５月３０日
昭和３４年　６月　６日
昭和３６年　５月３０日
昭和３７年　５月３０日
昭和３９年　５月２９日
昭和４０年　５月２８日
昭和４７年　５月２９日
昭和４８年　５月２９日
昭和５０年　５月２９日
昭和５３年　７月　４日
昭和５５年　７月　４日
昭和５７年　７月　１日
昭和５９年　７月　３日
昭和６１年　７月　４日
昭和６３年　７月　４日
平成　元年　７月　４日
平成　２年　７月　３日
平成　３年　７月　３日
平成　６年　７月　５日
平成　７年　７月　４日
平成　８年　７月　３日
平成　９年　７月　２日
平成１１年　７月　２日
平成１２年　７月　４日
平成１４年　７月　３日
平成１５年　７月　２日
平成１６年　７月　２日
平成１７年　７月　５日
平成１８年　７月　４日
平成１９年　７月　３日
平成２０年　７月　１日
平成２１年　７月　２日
平成２２年　７月　２日
平成２３年　７月　５日
平成２４年　７月　３日
平成２７年　７月　２日
平成２９年　７月　４日
令和　元年　７月　２日
令和　３年　７月　２日
令和　４年　７月　５日
令和　７年　７月　２日

目　　次

第１章　総　　則　（第１条－第５条）

第２章　社　　員　（第６条－第９条）

第３章　総　　代　　会　（第１０条－第２３条）

第４章　総代候補者選考委員会　（第２４条）

第５章　評　　議　　員　　会　（第２５条）

第６章　取締役および取締役会　（第２６条－第３６条）

第７章　監　査　等　委　員　会　（第３７条－第３９条）

第８章　計　　算　（第４０条－第４３条）

第９章　基　　金　（第４４条－第４６条）

第10章　雑　　則　（第４７条）

附　　則

第１章　　総　　則

第１条　（名　　称）

当会社は、日本生命保険相互会社という。英文では、ＮＩＰＰＯＮ　ＬＩＦＥ　ＩＮ-ＳＵＲＡＮＣＥ　ＣＯＭＰＡＮＹと表示する。

第２条　（目　　的）

当会社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

一　生命保険業

二　他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務

三　国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務

四　その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第３条　（事務所の所在地）

１　当会社は、本店を大阪市に置く。

２　当会社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第４条　（機　　関）

１　当会社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。

２　当会社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。

一　監査等委員会

二　会計監査人

第５条　（公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　社　　員

第６条　（社員の範囲）

１　当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

２　剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の

総額の１００分の２０をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第３３条第３項に従うものとする。

第７条　（社員の責任）

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第８条　（社員の権利義務の承継）

社員は、当会社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

第９条　（退社員の権利）

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

第３章　総　　代　　会

第１０条（総代会の組織）

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

第１１条（総代の定数）

総代の定数は、２００名とする。

第１２条（社員の選挙権およびその代理行使）

１　社員の総代を選挙すべき権利は、各々１個とする。

２　前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

第１３条（総代の任期）

総代の任期は４年とし、重任を妨げない。但し、原則として通算８年をこえることができない。

第１４条（欠員の場合の処置）

１　総代に欠員を生じても、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。

２　任期の満了前に退任した総代の補欠として選任された総代の任期は、退任した総代の任期の満了する時までとする。

第１５条（総代の選挙）

１　総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。

２　前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第２４条の総代候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票（以下「社員投票」という。）によることができる。

３　当会社は、前２項の選挙について公告する。

４　第１項または第２項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日（第２項の場合には投票締切日をいう。）の直前の６月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第１４条第１項または第１６条第３項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。

５　総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

第１６条（社員投票）

１　社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。

２　前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の１０分の１に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。

３　第１項に定める投票が選挙権を有する社員の数の１０分の１以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第１５条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の１０分の１以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

第１７条（議決権およびその代理行使）

１　総代会における総代の議決権は、各々１個とする。

２　前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当会社に提出しなければならない。

第１８条（議　　長）

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長が欠けたときまたは取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

第１９条（決議方法）

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の２分の１以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

第２０条（定時総代会の招集）

定時総代会は、毎決算期日より４カ月以内に招集する。

第２１条（臨時総代会の招集および招集請求権）

１　臨時総代会は、取締役会が必要と認めたときに招集する。

２　社員総数の１０００分の３以上に相当する数の社員もしくは３０００名以上の社員で６カ月前から引き続いて社員である者または９名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

第２２条（提案権）

社員総数の１０００分の１以上に相当する数の社員もしくは１０００名以上の社員で６カ月前から引き続いて社員である者または３名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の８週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

第２３条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の１０００分の１以上に相当する数の社員もしくは１０００名以上の社員で６カ月前から引き続いて社員である者または３名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

第４章　総代候補者選考委員会

第２４条（総代候補者選考委員会）

１　当会社に総代候補者選考委員会を置く。

２　総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。

３　総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。

４　選考委員の員数は、１２名以内とする。

５　選考委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として４期をこえることができない。

６　総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

第５章　評　議　員　会

第２５条（評議員会）

１　当会社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。

２　評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。

３　評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。

４　評議員の員数は、２５名以内とする。

５　評議員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として６期をこえることができない。

６　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

７　当会社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。

８　評議員会に関する細則は、総代会で定める。

第６章　　取締役および取締役会

第２６条（員　　数）

１　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、２０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

第２７条（選　　任）

１　取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

２　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の開始の時までとする。

第２８条（任　　期）

１　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第２９条（役付取締役および代表取締役）

１　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各１名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。

２　代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

第３０条（取締役会）

取締役会は、すべての取締役で組織する。

第３１条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第３２条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第３３条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、保険業法第５３条の２３の３第６項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第３４条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第３５条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して

定める。

第３６条（取締役の責任免除）

１　当会社は、保険業法第５３条の３６で準用する会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、保険業法第５３条の３６で準用する会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第7章　監　査　等　委　員　会

第３７条（監査等委員会）

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

第３８条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

第３９条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第8章　計　　算

第４０条（決算期日）

当会社の決算期日は、毎年3月３１日とする。

第４１条（剰余金の処分）

１　決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。

２　前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第３０条の４で定める金額に、保険業法施行規則第３０条の６

で定める比率を乗じた額以上の金額とする。

３　社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

第４２条（社員配当）

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第４３条（損失のてん補）

１　決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。

２　前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第４１条による処分をすることができない。

第9章　基　　金

第４４条（基金の総額）

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、１兆４５００億円とする。

第４５条（基金拠出者の権利）

１　当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。

２　後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。

３　当会社は、基金の拠出者に対し、年１割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第４６条（基金の償却方法）

１　当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。

２　基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。

３　前２項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第４１条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第１０章　雑　　則

第４７条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の２分の１以上が出席し、出席総代の４分の３以上の同意を得なければならない。

附　　則

当会社は、保険業法第５３条の３６で準用する会社法第４２６条第１項の規定により、令和４年７月５日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。